

平成30年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年8月24日(金)

平成30年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年8月24日(金)	開催場所	上里町役場4階 協議会室
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成	書記	事務局主事 田島一成

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	×	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	×
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	×			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号1番 青木 猛 委員 議席番号3番 藤島 廣二 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第25号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 302㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 13㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は進入路、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地西側の宅地への進入路が建築基準法の道路幅を満たしていないため申請するものです。</p> <p>3番ですが、賃借人 群馬県〇〇市〇〇△△△(株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇</p>

		<p>〇〇氏 外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外2筆 8, 083㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、表土置場及び搬出入路、賃借人の職業は砂利採取業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>4番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆 13, 493.6㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>5番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外1筆 3, 491㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>橋爪 一松 委員 1番について 住宅に囲まれているため、問題ありません。</p> <p>小林 進 委員 2番について 現在耕作はしていませんし、面積も極小なため、問題ないかと思います。</p> <p>清水 晴保 委員 3番について 過去、周辺を砂利採取したときに、当該農地は砂利採取せず、砂利が残っていた農地のようです。転用に関</p>
--	--	--

		<p>しては問題ないと思いますが、周辺に上里カンターレやアグリパークといった商業施設があるため、砂利を乗せたトラックの通行には十分注意を払っていただきたいと思います。道路に関しても破損のないよう、行政としても注意していただきたいと思います。</p>
	青木 猛 委員	<p>4番・5番について</p> <p>継続して使用している場所ですので、問題ないかと思います。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	敷地 友好 委員	<p>私は砂利採取案件については基本的に反対であります。しかし、一括審議のため、本議案のすべてについて不許可相当に挙手しなければならない点がとても残念です。また、許可権者である埼玉県が砂利採取についてどのような考えを持っているのか、機会があれば伺いたいです。</p>
	藤島 廣二 委員	<p>砂利採取の終わった農地の使い勝手について、なにかデータはありますか。</p>
	事 務 局 長	<p>埼玉県に砂利採取についての考え方を伺えるのかは、ご協議させていただければと思います。また、砂利採取の終わった農地の使い勝手に関するデータについてですが、農林振興センターに確認したところ、ないとのことでした。データをとれない理由としては、圃場によって盛土の高さに差があること、砂利採取業者によつての差異があること、砂利採取については県内でも上里町周辺のみでしか行っていないこと等があるようです。</p>
	小林 進 委員	<p>上里町内で砂利を取れる場所を記した地図はあるのですか。</p>
	事 務 局 長	<p>わからないのが実情です。砂利のあるエリアについて町として調査したということもないかと思いますが。ただ、基本的には町内全域に砂利が埋まっているのではないかと思います。</p>

日程第3 議案第26号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて	藤島 廣二 委員	上里町として、町の農業をどう進めていくのかという考えはありますか。
	事務局 長	上里町産業振興課にて、農業振興プロジェクトを策定しております。農業振興プロジェクトによれば、上里町の農業振興には担い手の確保が重要としています。作付品目についてこうじゃなければいけないというのは、町としては決めておりません。
	会長 代理	農地に埋まる砂利に替わって、川砂利を採取することも考えていってもいいのかと思います。
	議 長	他に質疑がないようなので、採決したいと思います。敷地委員より話があったので、今回は1番から2番の案件と、3番から5番の案件を別に審議したいと思います。1番から2番の案件について、賛成委員の方の挙手をお願いします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	続きまして3番から5番の採決を取りたいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。
	議 長	～挙手多数～ 挙手多数でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。
事務局	【議案説明】 上里町では、平成27年度より農地中間管理事業を実施しております。農地中間管理事業とは、埼玉県農林公社を通じて農地の貸し借りをを行う制度ですが、この制度を利用するとメリットがございます。地権者の	

<p>日程第4 議案第27号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>		<p>メリットとして、耕作者が何らかの理由で耕作ができなくなってしまった場合、農林公社が代わりの農家さんを探してくれます。また、耕作者のメリットとして、小作料を農林公社が一元管理してくれるため、支払い事務の負担が軽減されます。</p> <p>平成30年度の農地中間管理事業では、議案の4ページから12ページに記載の農地について農林公社を通じての貸し借りをしたい旨の要望がございました。本議案は、農林公社へ農地を貸し付ける旨のものでございます。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございますので、審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	小林進委員	<p>農地中間管理機構に貸した農地を、住宅を建てる等の理由で途中解約することはできるのですか。</p>
	事務局	<p>地権者、耕作者、農地中間管理機構の同意をもって、解約可能です。</p>
	議長	<p>他に質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
	議長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。</p>
	議長	<p>日程第4 議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、事務局による説明を求めます。</p>
	事務局	<p>【議案説明】</p> <p>先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその</p>

		<p>ましては34ページに記載しております。事業計画者は上里町大字〇〇△△△(株)〇〇〇〇、野菜集出荷貯蔵施設の建設の為、現在の農地から用途を農業用施設用地に変更するものでございます。(株)〇〇〇〇につきましては平成29年11月に(株)△△△△と(株)××××が発起人となりまして設立された農地所有適格法人でございます。(株)〇〇〇〇は、外食産業等において国産玉ねぎの需要が高まり、生産から出荷体制の中で、集出荷、乾燥、選果、低温貯蔵を一元的に施設整備して産地の形成と競争力を確保するとしております。この施設を利用する玉ねぎの栽培面積は法人や個人を含めまして全体で50haでございます。そのうち、上里町の面積は25ha以上を計画しています。敷地面積9333ha、建物は鉄骨造り、建築面積2507.8㎡、延床面積2432.9㎡、内容として、乾燥・貯蔵・保管庫が4室、選果・調整場、事務室、コンテナ置き場、緑地、遊水池等となっております。総事業費は8億1475万2千円、うち埼玉園芸生産力強化支援事業としまして埼玉県補助金3億5834万円、残りにつきましては日本政策金融公庫や農林中央金庫から制度資金のスーパーL資金等の借入れや自己資金で対応するとしております。なお、平成31年3月の完成を目指して埼玉県や関係機関との調整を図っています。</p>
	議長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	和田山 玉彦委員	資金計画についてですが、借入額と自己資金の内訳を教えてください。
	事務局	借入額は4億6千万円、うち4億円がスーパーL資金、6千万円が農林中央金庫からの融資です。自己資金については(株)△△△△より5千万円の出資を(株)〇〇〇〇へ行うと伺っております。
	和田山 玉彦委員	何名で5千万円の出資をするのですか。 10名と聞いております。
	敷地 友好委員	収支計画についてはどうですか。

[閉 会]	事 務 局	平成34年に黒字化を計画しております。
	小暮 榮 委員	土地については、賃貸による使用ですか。売買による取得ですか。
	事 務 局	売買による取得と聞いています。
	議 長	他に質疑がないようならば、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年8月24日

議 長

印

(青木 猛 委員)

署 名 人

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印